

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	佐賀3号鳥栖地区雪害作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成28年 1月25日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社 栗山建設 佐賀県鳥栖市立石町2066-2
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,160,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,181,600-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

# 随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 佐賀3号鳥栖地区雪害作業
2. 履 行 場 所 三養基郡基山町大字小倉地先～鳥栖市水屋町地先
3. 契約の相手方 会 社 名： 株式会社栗山建設  
住 所： 佐賀県鳥栖市立石町2066番の2  
電話番号： 0942（83）1678
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

## (1) 目 的

本作業は、平成28年1月23日から大寒波における雪害対策に伴う国道3号鳥栖地区の応急対策作業を行うものである。

## (2) 理 由

大寒波の影響により降雪等が発生し、国道3号の通行に支障をきたす恐れがあることから、除雪等を行い通行の確保を図るため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結しており、かつ当該箇所に近接している上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所管理第二課長